様式第３号（第６条関係）

　　　　年　　月　　日

山口県環境生活部生活衛生課長

山口県　　環境保健所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

氏　　名

　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

住　　所

　　　（団体にあっては、代表者の住所）

電話番号

譲渡団体登録申請書

　保健所における犬又は猫の譲渡実施要領第６条の規定に基づき、譲渡団体の登録の申請をします。

 記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　主たる　活動拠点 | 所　在　地 |  |
|  |  電話番号 |  |
| 管理者氏名 |   |
| 管理者住所 |  |
|  |  電話番号 |  |
| ２　一時飼養施設の概要※ | 所在地 |  |
| 管理者氏名 |  |
| 概　要 | □一戸建て（持家）／□一戸建て（借家）／□集合住宅□その他(　　　　　　　) |
| 構造等 | 　建物の建築構造 | □木造／□木造モルタル造／□鉄筋コンクリート造□コンクリートブロック造／□その他（　　　　　　　　　） |
| 延床面積 |  m2 | 敷地面積 |  m2 |
| 材　質 | 床面 |  |  壁 面 |  |
| 設　備 | □ケージ（　　個／材質：　　　　　）□照明設備□給水設備／□排水設備／□洗浄設備／□消毒設備□廃棄物の集積設備／□動物の死体の一時保管場所□餌の保管設備／□清掃設備／□空調設備／□遮光等の設備 |
| 飼養する動物の種類及び数 | □ 犬 　　　 頭□ 猫 　　　　匹 |
| ３　添付書類 | □誓約書／□活動概要書／□団体規約／□役員及び譲渡申込者名簿／□一時飼養者名簿／□一時飼養場所の見取り図､設備等の配置図／□飼養施設の状況が把握できる写真(県外譲渡団体のみ) |

　※一時飼養施設が複数存在する団体等にあっては、一時飼養施設の概要を一時飼養者名簿（様式第５号）に記載すること

様式第４号（第６条第１号関係）

誓　　約　　書

 保健所における犬又は猫の譲渡実施要領に基づく譲渡団体の登録に当たって、貴所が行う動物の愛護及び適正飼養の普及啓発等に協力し、次の事項を遵守することを誓約します。

１　動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、山口県飼犬等取締条例等関係法令を遵守します。

２　譲渡を受けた犬又は猫の発病、死亡又は行動異常その他の問題が生じた場合、あるいは、その動物により問題が生じた場合、保健所にその責任の一切を問いません。

３　所有者不明の犬又は猫の譲渡を受けた後に所有者が判明した場合は、当事者間で協議し、解決します。

４　保健所が実施する一時飼養施設の現地調査、指導等に協力します。

５　保健所からの犬又は猫の譲渡先として、登録内容を山口県のホームページ等に掲載されることに同意します。

６　譲渡団体の活動を廃止した場合又は登録を抹消された場合、既に譲渡を受けている犬又は猫については、最後まで責任を持って新たな飼養者を探します。

７　その他、譲渡を受けた犬又は猫の飼養及び管理について、保健所長の指示に従います。

８　譲渡を受けた犬又は猫については、毎年度３月末日時点における状況を様式第１１号により保健所長に報告します。

　　　年　　月　　日

山口県環境生活部生活衛生課長

山口県　　環境保健所長　様

氏　　名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

住　　所

（団体にあっては、代表者の住所）

様式第５号（第６条第４号関係）

一時飼養者名簿

氏　　名

　　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

住　　所

　　　　（団体にあっては、代表者の住所）

電話番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 一時飼養者氏名 | 一時飼養施設所在地 | 概　要 | 建物の建築構造 | 延床面積 | 床面材質 | 設　備 | 飼養する動物の種類及び数 |
| 敷地面積 | 壁面材質 |
| １ |  |  | □一戸建て(持家･借家)□集合住宅□その他 | □木造□木造ﾓﾙﾀﾙ□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ□ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ□その他 | m2 |  | □ケージ(　　　個／材質　　　 )□照明設備／□給水設備／□排水設備□洗浄設備／□消毒設備□廃棄物の集積設備／□餌の保管設備□死体の一時保管場所／□清掃設備□空調設備／□遮光等の設備 |  □犬(　　　頭) □猫(　　　匹) |
| m2 |  |
| ２ |  |  | □一戸建て(持家･借家)□集合住宅□その他 | □木造□木造ﾓﾙﾀﾙ□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ□ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ□その他 | m2 |  | □ケージ(　　　個／材質　　　 )□照明設備／□給水設備／□排水設備□洗浄設備／□消毒設備□廃棄物の集積設備／□餌の保管設備□死体の一時保管場所／□清掃設備□空調設備／□遮光等の設備 |  □犬(　　　頭) □猫(　　　匹) |
| m2 |  |
| ３ |  |  | □一戸建て(持家･借家)□集合住宅□その他 | □木造□木造ﾓﾙﾀﾙ□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ□ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ□その他 | m2 |  | □ケージ(　　　個／材質　　　 )□照明設備／□給水設備／□排水設備□洗浄設備／□消毒設備□廃棄物の集積設備／□餌の保管設備□死体の一時保管場所／□清掃設備□空調設備／□遮光等の設備 |  □犬(　　　頭) □猫(　　　匹) |
| m2 |  |
| ４ |  |  | □一戸建て(持家･借家)□集合住宅□その他 | □木造□木造ﾓﾙﾀﾙ□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ□ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ□その他 | m2 |  | □ケージ(　　　個／材質　　　 )□照明設備／□給水設備／□排水設備□洗浄設備／□消毒設備□廃棄物の集積設備／□餌の保管設備□死体の一時保管場所／□清掃設備□空調設備／□遮光等の設備 |  □犬(　　　頭) □猫(　　　匹) |
| m2 |  |

　　※借家、集合住宅については、動物の飼養が可能であること